

堺市パートナーシップ宣誓制度について

1 性的少数者に係る取組について

本市では、人権課題の一つとして、LGBTQ+などの性的少数者に対する理解促進のための事業、また、当事者支援の取組等を行っています。

○理解促進に向けた取組

- ・市民への啓発事業（講演会、市ホームページへの記事掲載、イベントでのパネル展示など）
- ・市職員への研修

○当事者支援の取組

- ・相談事業（人権相談ダイヤル）
- ・堺市パートナーシップ宣誓制度

2 堺市パートナーシップ宣誓制度について

(1) 堺市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、市が「宣誓書受領証」を交付する制度。平成 31 年 4 月開始。

婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではないが、本制度を堺市が実施し、市民の理解を得ることから、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざしている。

(2) 宣誓の対象者

- ・双方が成年者
- ・少なくとも一方が市内在住か転入予定
- ・双方に配偶者や他のパートナーがいない
- ・婚姻ができない近親者でない（パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く）

(3) 必要書類

- ・提出書類：住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 いずれかが市内に転入を予定していることがわかる資料
 （市内に住所を有していない場合）
 婚姻をしていないことを証明する書類 など
- ・掲示書類：本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）

(4) 宣誓件数

令和元年度	13組	令和2年度	15組	令和3年度	12組	
令和4年度	9組	令和5年度(11月末現在)	9組			累計58組

(5) 宣誓者が利用できる堺市の行政サービス等

- ・市営住宅、府営住宅への申込
- ・堺市立総合医療センターでの面会や手術の同意
- ・犯罪被害者等への日常生活支援
- ・空き家取得の費用補助
- ・堺市職員の特別休暇制度（結婚、介護、忌引）

(6) パートナーシップ宣誓制度の府内相互連携について

- ・宣誓した性的少数者の負担軽減及び利便性の向上を図るため、パートナーシップ宣誓制度を実施している8自治体間で令和4年9月に協定を締結し、相互連携により、自治体間で転居する場合は、転出自治体への返還手続きを不要とし、宣誓にかかる添付書類を一部省略した手続きとすることで、パートナーシップ宣誓の手続きを簡素化するもの。
- ・相互連携自治体：大阪府、大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市、池田市、吹田市、松原市（令和5年11月末現在）

(7) 全国のパートナーシップ制度実施自治体数

- ・328自治体（渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ共同調査：R5.6.28現在）
（人口カバー率：70.9%）